(趣旨)

第1 県は、酒米の価格高騰による県内清酒製造業者(酒税法(昭和28年法律第6号)第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けて清酒の製造を業とする者で県内に主たる事業所を有するものをいう。以下同じ。)への影響を緩和し、清酒の安定製造につなげるため、県内清酒製造業者が行う令和7年産酒米の購入に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、県内清酒製造業者に対し、青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額、補助上限単価及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

- 第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条 の規定により付された条件となるものとする。
 - (1)補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)について、内容の変更(補助金の増額を伴わず、補助事業の趣旨を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)を加える場合において、事業変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書 (第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
 - (4)補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らか

にする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から 5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めると きは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金(概算払)請求書(第5号様式)を知事に提出して行 うものとする。

(実績報告)

- 第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 事業実績書(第2号様式)
 - (2) その他知事が必要と認める書類

附則

この要綱は、令和7年10月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

補助対象経費	補助基準額	補助上限単価	補助金の額
県内清酒製造業 が清を製造する産 で生産ので生産のではる。)を ではる。)を ではる。)を ではる。)を ではる。)を ではる。)を ののうち、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	令和7年産酒米の 銘柄及び等級ごとに、 次の算定により算 した額の合計額 算式= a×(c-b) a:令和7年産酒米 の購入量(俵) b:令和6年産化 (大俵、税抜) c:令和7年産格 の購入価格 /俵、税抜) c:令和7年産格 の購入価格 (大根抜)	酒米1俵当たり、次のとおりとする。 ・酒造好適米5,500円・加工用米6,000円・一般米2,000円	補助を を を を を を を を を は は は は は は に で で で は の で を の を の を の を の を の の を の の の の の の の の の の の の の

(注)令和7年産酒米について、同一銘柄及び同一等級の令和6年産酒米を購入していない場合、令和6年産酒米1俵当たりの価格(税抜)は、第2号様式別記に掲げる使用価格とする。

青森県知事

住所申請者名称代表者職氏名

令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

令和7年度において実施する青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業について、補助金 円の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

笛	2号様式	(第3	第8関係)
カフ	4	(27)) \	

事業者名	:	
------	---	--

事業計画 (実績) 書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 購入計画(実績)

ア 酒造好適米

銘柄	等級	購入先	令和7年産 購入量 (俵) a		購入価格 (円/俵) (税抜)	購入価格の 差額 (円/俵) (税抜) d (c-b)		左記の 1/2 (円/俵) f (e×1/2)	単価 (円/俵)	経費 (円)	補助金の額 (円) (税抜) i (e 又は h)	備考
	小計											

イ 加工用米

銘柄	等級	購入先	令和7年産 購入量 (俵) a	令和 6 年産 購入価格 (円/俵) (税抜) b	令和7年産 購入価格 (円/俵) (税抜) c	購入価格の 差額 (円/俵) (税抜) d (c-b)	基準額 (円)	左記の 1/2 (円/俵) f (e×1/2)	単価 (円/俵)	補助上限 経費 (円) h (a×g)	補助金の額 (円) (税抜) i (e 又は h)	備考
	小計											

ウー般米

銘柄	等級	購入先	令和7年産 購入量 (俵) a	令和 6 年産 購入価格 (円/俵) (税抜) b		購入価格の 差額 (円/俵) (税抜) d (c-b)	基準額 (円)	左記の 1/2 (円/俵) f (e×1/2)	単価 (円/俵)	補助上限 経費 (円) h (a×g)	補助金の額 (円) (税抜) i (e 又は h)	備考
	小計											

(2)補助金の額

区分	補助金の額(円)(税抜)
ア 酒造好適米	
イ 加工用米	
ウ 一般米	
合計	

- (注1)金額は、税抜価格を記入すること。
- (注2) 行が不足する場合は適宜追加すること。
- (注3)「補助金の額」の欄(i)は、「銘柄」、「等級」、「購入先」ごとに e と h のいずれか低い額を記入すること。
- (注4) 令和6年産及び令和7年産の購入価格並びに令和7年産の購入量がわかる資料を添付すること。
- (注5) 令和7年産酒米について、同一銘柄及び同一等級の令和6年産酒米を購入していない場合は、「購入先」の欄に「○○(新規)」と記入し、「令和6年産購入価格」の欄(b)には別記表中の使用価格を記入すること。
- (注 6) 「補助上限単価」の欄(g)には、酒造好適米の場合は 5,500 円/俵、加工用米の場合は 6,000 円/俵、一般米の場合は 2,000 円/俵を記入すること。

3 収支予算(収支精算) (1)収入の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比 較	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
合 計				

(2) 支出の部 (単位:円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比 較	備考
合 計				

- 4 事業着手予定年月日(事業着手年月日)
- 5 事業完了予定年月日(事業完了年月日)

(別記) 令和6年產酒米価格

豆八	銘柄 -		使用価格	(円/俵)	
区分	季 石们勺	特等	1等	2等	3等
	華吹雪	16,809	15,809	14,409	13,409
	華想い	19,509	18,009	15,609	13,409
	吟烏帽子	18,709	17,209	14,809	13,409
)	豊盃	16,809	15,809	14,409	13,409
酒造好適米	華さやか	15,500	14,500	13,100	12,100
	古城錦	24,000	23,000	22,000	21,000
	おくほまれ	19,509	18,009	15,609	13,409
	上記以外	16,809	15,809	14,409	13,409
加工用米	_				12,800
	青天の霹靂	24,999	23,999	23,699	22,699
	まっしぐら	23,999	22,999	22,699	21,699
一般米	はれわたり	23,999	22,999	22,699	21,699
	レイメイ	17,000	16,000	15,700	14,700
	上記以外	21,000	20,000	19,700	18,700

青森県知事

住所補助事業者名称代表者職氏名

令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青販輸第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第4第1号の規定により、その承認を申請します。

記

(注)記以下の記載は、第2号様式に準じるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

青森県知事 殿

住所補助事業者名称代表者職氏名

令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け青販輸第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業について、下記のとおり中止(廃止) したいので、令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第4第 2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止 (廃止)の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

青森県知事

住所補助事業者名称代表者職氏名

令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金(概算払)請求書

令和 年 月 日付け青販輸第 号で交付決定の通知を受けた令和 7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業費補助金として、下記により金 円 を交付くださるよう請求します。

記

(単位:円)

交付決定額 (又は確定額)	既受領額	今回請求額	残額
(A)	(B)	(C)	(A)-(B)-(C)

【 振込先 】

金融機関

本・支店

預金種別・口座番号

(フリガ ナ)

口座名義

青森県知事 殿

住所補助事業者名称代表者職氏名

令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業完了(廃止)実績報告書

令和 年 月 日付け青販輸第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県県産酒米価格高騰緊急対策事業が完了(を廃止)したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(注)関係書類は、第2号様式に準ずること。